

## 春秋學用語集補遺 (一)

岩本憲司

## 〔人副天數〕

『春秋繁露』人副、天數篇に「天地之符 陰陽之副、常設於身 身猶天也 數與之相參 故命與之相連也 天以終歲之數成人之身 故小節三百六十六 副、日數也 大節十二分 副、月數也 內有五藏 副、五行數也 外有四肢 副、四時數也 乍視乍瞑 副、晝夜也 乍剛乍柔 副、冬夏也 乍哀乍樂 副、陰陽也 心有計慮 副、度數也 行有倫理 副、天地也 (中略) 於其可數也 副、數 不可數者 副、類 皆當同而副、天一也」とある。この、篇名にも見え、文中にもしばしば登場する「副」とは何か。同篇の上文に「物疾疾莫能偶、天地 唯人獨能偶、天地 人有三百六十節 偶、天之數也 形體骨肉 偶、地之厚也 上有耳目聰明 日月之象也 體有空竅理脈 川谷之象也 心有哀樂喜怒神氣之類也 (中略) 是故人之身 首髮而員 象、天容也 髮 象、星辰也 耳目尻辰 象、日月也 鼻口呼吸 象、風氣也 胸中達知 象、神明也 腹胞實虛 象、百物也」とあるところの、「偶」や「類」や「象」〔ちなみに、篇名にも「官制象、天」というのがある〕などを参考すれば、「副」は、正副の副で、副貳の意味である、と解釋できる。日本語に譯すのは難かしいが、おおよそ、名詞的には、そえゝゝひ

かえゝゝうつし、動詞的には、したがるゝゝそうゝということになろう。これは、四時之副篇に「聖人副天之所行以爲政 故以慶副暖而當春 以賞副、暑而當夏 以罰副、清而當秋 以刑副、寒而當冬 慶賞罰刑 異事而同功 皆王者之所以成德也 慶賞罰刑與春夏秋冬以類相應也 如合符 故曰王者配天 謂其道」とあり、王道通三篇に「是故治世與美歲同數 亂世與惡歲同數 以此見人理之副、天道也」とあることによつても、確認できる〔なお、前者に「配天」の語があることに注目。また、後者の「副、天道」については、篇名にも「循天之道」というのがある。ちなみに、陰陽義篇に「天亦有喜怒之氣 哀樂之心 與人相副、以類合之 天人一也」とあるのは、天が正で人が副というのではなく、「天人合一」の相對的な言い方であつて、特例といえる。〕ところで、爲人者天篇にも、件の「副」が登場し、「爲生不能爲人 爲人者天也 人之人本於天 天亦人之曾祖父也 此人之所以乃上類天也 人之形體 化天數而成 人之血氣 化天志而仁 人之德行 化天理而義 人之好惡 化天之暖清 人之喜怒 化天之寒暑 人之受命 化天之四時 人生有喜怒哀樂之答 春秋冬夏之類也 喜 春之答也 怒 秋之答也 樂 夏之答也 哀 冬之

答也 天之副、在乎人」とある。今これを、中島隆博氏は「人を生むもの〔父母〕が人を作るのではなく、人を作るのは天である。人が人であるのは天に本づく。天は人間の曾祖父でもある。これは、人が上にあつては天に類似しているということである。人の形體は天の數〔原理〕を變化させて作られる。人の血氣は天の志〔心〕を變化させて仁となる。人の徳行は天の理を變化させて義となる。人の好悪は天の暖清〔暖かさと冷たさ〕を變化させたものである。人の喜怒は天の寒暑を變化させたものである。人の受命は天の四時を變化させたものである。人が生まれると喜怒哀樂の反應があるのは、〔天に〕春秋冬夏があるのと類比的である。喜は春の反應であり、怒は秋の反應であり、樂は夏の反應であり、哀は冬の反應である。天は人の傍にある。『コスモロギア―天・化・時』法政大學出版局、三六頁」と譯している。しかしながら、このうち、最後の「天之副在乎人」を「天は人の傍にある」と譯している部分が、上の議論からすると、いささか奇妙である。これでは、人が正で天が副であるかのような感じがしてしまうのも、さることながら、何よりも、先の人副天數篇の文中に「陰陽之副」とあつたように、また、先にあげた篇名に「四時之副」というのがあつたように、ここの「天之副」は、一つの言葉として讀まなければならない、からである。つまり、「天之副在乎人」は、天之副〔ひかえ・うつし〕が人にある」と讀むべきである、ということである。さて、そうなると、「人之形體化天數而成」以下、何度か登場する「化」も、中島氏のように「變化させる」と譯すよりも、單純に「したがう」と譯した方が、すつ

きりするのではあるまいか〔ちなみに、『淮南子』主術訓「禽獸昆蟲與之陶冶」の高注に「化 從」とあり、『呂氏春秋』仲夏紀〔大樂〕「天下太平 萬物安寧 皆化其上」の高注に「化猶隨也」とある〕。

なお、このついでに、中島氏の譯をもう一箇所とり上げてみたい。『春秋繁露』必仁且智篇に「凡災異之本 盡生於國家之失 國家之失乃始萌芽 而天出災害以譴告之 譴告之而不知變 乃見怪異以驚駭之 驚駭之尚不知畏恐 其殃咎乃至」とあるのを、中島氏は「およそ災異の本は、ことごとく國家の失政に由來する。國家の失政が萌し始めた段階で、天は災害を起こして譴告する。譴告してもその變を理解しない場合は、怪異のものを出現させて驚駭させる。驚駭させてもなお畏怖しない場合は、天の咎めは極まる」（同書、三八―三九頁）と譯しているが、このうち、「不知變」を「その變を理解しない場合は」と譯している部分が、おかしい。筆者ならば、こゝは、下の「不知畏恐」と對應させて、ぐいあらためない場合は」と譯したい。というのも、『漢書』董仲舒傳には「國家將有失道之敗 而天乃先出災害以譴告之 不知自省 又出怪異以警懼之 尚不知變 而傷敗乃至 以此見天心之仁愛人君而欲止其亂也」とあつて、『繁露』の「不知變」を「不知自省」とし、「不知畏恐」を「不知變」としている、つまり、上下を入れ換えている、からである。入れ換え可能ならば、上下は同じ範疇の言葉のはずである。しかも、『漢書』孔光傳に「臣聞師曰 天左與王者 故災異數見 以譴告之 欲其改更 若不畏懼 有以塞除 而輕忽簡諷 則凶罰加焉 其至可必」とあつて、この「欲其改更」をみれば、件の「不知變」の意味

は決定的である（つまり、變ずるのは、天ではなくて、人である、ということ。ちなみに、氏自身が下文（四〇頁）で引く『論衡』讖告篇にも「儒者之説又言 人君失政 天爲異 不改 災其人民 不改 乃災其身也」とある）。

ところで、中島氏は、この必仁且知篇の文をあげた後、天譴災異説が中國の重要な思想として定着していくにあたって、董仲舒の議論はその理論的なバックボーンとなった。しかし、天人合一を主張した董仲舒が目指したのは、皇帝權にどう齒止めをかけるかであり、そのために天が参照されたのである。（同書、三九頁）と述べている。定説は確かにそのとおりなのだが、先の董仲舒傳の「以此見天心之仁愛人君而欲止其亂也」や孔光傳の「天左與王者」などをみると、筆者にはどうも合點がいかない。天はむしろ君主を寵愛しているのではないのか。このような疑念については、『續編』の【幸之】の項で既に詳述しているので、ここでは繰り返さないが、一つだけつけ加えると、實は、筆者は、董仲舒は、君側の御用學者、いな、呪術師ではなかったのかと妄想している。あくまで妄想だから、證據というのは變だが、理屈なら二つある。一つは、およそ君側にあつて、こびへつらい、その權威を粉飾する、というのが、呪術師の役割である、と考えられるからである（君主のお氣に入りの呪術師は、君主の氣紛れで、ある日突然廢せられる、という危険性も大であり、董仲舒の受難も、そのような事例として理解できるかも知れない）。もう一つは、董仲舒に呪術師のな面があつた形跡がわずかに残っている、からである。『春秋繁露』の篇名に「求雨」・

「止雨」というのがあるのが、それであり、また、文としても、『春秋繁露』同類相動篇に「天有陰陽 人亦有陰陽 天地之陰氣起 而人之陰氣應之而起 人之陰氣起 而天地之陰氣亦宜應之而起 其道一也 明於此者 欲致雨則動陰以起陰 欲止雨則動陽以起陽 故致雨非神也 而疑於神者 其理微妙也」とあり、何よりも、『漢書』董仲舒傳に「仲舒治國 以春秋災異之變推陰陽所以錯行 故求雨閉諸陽 縱諸陰 其止雨反是 行之一國 未嘗不得所欲」とある。

### 【蹠猶起】

今、公羊の何注に於ける訓詁を、動詞的な語に關するもの限り、四つの型に分類しつつ、抜き出してみると、以下のとおりである。まず、第一の型として、「平 治也」（隱公元年）「拔 引也」（同上）「辭 讓也」（同上）「最 聚也」（同上）「奔者 走也」（同上）「存 在」（隱公三年）「隱 痛也」（同上）「復 報」（同上）「弑者 殺也」（隱公四年）「討者 除也」（同上）「考 成也」（隱公五年）「僭 齊也」（同上）「相 助也」（同上）「過 歷也」（隱公六年）「即者 就也」（桓公元年）「趨 走也」（桓公二年）「目 見也」（同上）「恃 賴也」（桓公三年）「苗 毛也」（桓公四年）「充 備也」（同上）「悻者 狂也」（桓公五年）「怠 解」（桓公八年）「設 施也」（桓公十一年）「舍 置也」（同上）「屬 託也」（桓公十六年）「舍 止也」（同上）「改 更也」（莊公三年）「疾 痛也」（莊公四年）「還 繞也」（莊公十年）「獲 得也」（同上）「禦 禁也」（莊公十二年）「散 放也」（同上）「進 前也」（莊公十三年）「從 隨也」（同上）「圖 計

也」〔同上〕「擗 辟也」〔同上〕「僕 疾也」〔莊公二十四年〕「操 迫也」〔莊公三十年〕「遏 止」〔莊公三十二年〕「致 與也」〔同上〕「莅 臨也」〔僖公三年〕「攘 却也」〔僖公四年〕「怙 服也」〔同上〕「序 次也」〔同上〕「酌 挹也」〔僖公八年〕「享 食」〔僖公十年〕「殺 省也」〔僖公二十二年〕「濟 渡」〔同上〕「迨 及」〔同上〕「盈 滿 也」〔僖公二十三年〕「崇 重也」〔僖公三十一年〕「己 止」〔同上〕「犒 勞也」〔僖公三十三年〕「云 言也」〔文公二年〕「許 與也」〔文 公九年〕「俾 使也」〔文公十二年〕「霽者 冒也」〔文公十三年〕「克 勝也」〔文公十四年〕「壓 服也」〔同上〕「將 送也」〔文公十五年〕「復 反也」〔宣公六年〕「荷 負也」〔同上〕「廢 置也」〔宣公八年〕「干 犯也」〔宣公十二年〕「綏 安也」〔同上〕「穿 敗也」〔同上〕「蠹 壞也」〔同上〕「析 破」〔宣公十五年〕「矜 閔」〔同上〕「革 更也」 〔成公二年〕「斲 斬」〔同上〕「踊 上也」〔同上〕「逐 迎」〔同上〕 「逮 及也」〔同上〕「悽 悲也」〔成公十六年〕「殆 疑」〔襄公五年〕 「味 割也」〔襄公二十七年〕「殆 危也」〔同上〕「與 弁也」〔襄公 二十九年〕「聚 斂也」〔襄公三十年〕「更 復也」〔同上〕「疆 竟也」 〔昭公二年〕「柔 順」〔昭公二十五年〕「慶 賀」〔同上〕「覺 悟也」 〔昭公三十一年〕「務 勉也」〔定公二年〕「運 轉也」〔定公十五年〕 「祝 斷也」〔哀公十四年〕がある。この、「A B、也」という型、 つまり、AをBという、一文字で言い換える型は、訓詁の典型であり、 何注に於いても、この型が大半を占める。次に、第二の型として、

①「從者 隨從也」〔隱公八年〕②「黷 溲黷也」〔桓公八年〕③「亡 死亡也」〔桓公十五年〕④「求 責求也」〔莊公二十五年〕⑤「通者

淫通」〔莊公二十七年〕⑥「從 服從」〔宣公十二年〕⑦「蒐 簡擇 也」〔桓公四年〕⑧「說 解舍」〔定公八年〕がある。この、「A B A也」(あるいは、「A B C也」という型、つまり、AをB、A(あ るいは、B、C)という二文字で言い換える型は、例は少ないが、あ る共通の特徴をもっている。それは、B A (あるいはB C) が、い ずれもみな連文である、ということである。だとすれば、①は、「從 者 隨也」というのと同等であり(「ちなみに、先にあげた莊公十三 年の何注に「從 隨也」とある)、②は、「黷 溲也」というのと同 等であり(「ちなみに、『文選』思歸引序「困於人間煩黷」の李善注 に「賈逵國語注曰 黷 溲也」とある)、③は、「亡 死也」という のと同等であり(「ちなみに『玉篇』亡部に「亡 死也」とある)、 ④は、「求 責也」というのと同等であり(「ちなみに、『論語』衛靈 公「君子求諸己 小人求諸人」の義疏に「求 責也」とある)、⑤は、 「通者 淫」というのと同等であり(「ちなみに、『廣雅』釋詁に「通 姪也」とある)、⑥は、「從 服」というのと同等であり(「ちなみに、 襄公十年の左氏傳文「從之將退 不從亦退」の杜注に「從猶服也」とある)、⑦は、「蒐 簡也」あるいは「蒐 擇也」というのと同等 であり(「ちなみに、『禮記』王制「則歲三田」の鄭注「春日蒐」の 孔疏に「蒐 擇也」とあり、また、桓公四年の穀梁傳文「秋日蒐」 の范注に「蒐 擇之」とある。ただし、後者は、連文として「蒐 擇 之」と讀むのかも知れない)、⑧は、「說 解」あるいは「說 舍」 というのと同等である(「ちなみに、『易』大畜「輿說輶」の釋文に「說 吐恬反 馬云 解也」とあり、また、宣公十二年の左氏傳文「日中

「而説」の杜注に「説 舎也」とある。實は、この、二文字で言い換える型には、⑨「跌 過度」〔莊公二十二年〕⑩「墜 墮地也」〔文公三年〕⑪「俯 俛頭」〔宣公六年〕のような、連文でないものもあるが、よくみると、⑨の「度」、⑩の「地」、⑪の「頭」は、いずれもみな、わかりやすくするために補足された文字であって、無くても別に支障はない。だとすれば、⑨は、「跌 過」というのと同等であり〔ちなみに、『太玄』差「大跌」の范望注に「跌 過也」とある〕、⑩は、「墜 墮也」というのと同等であり〔ちなみに、『楚辭』離騷「朝飲木蘭之墜露兮」の王逸注に「墜 墮也」とある〕、⑪は、「俯 俛」というのと同等である〔ちなみに、『禮記』曲禮上「俯而納屨」の鄭注に「俯 俛也」とある〕。なお、文公十八年に「歸者 大歸也」とあり、宣公元年に「退 退身也」とあり、宣公三年に「配 配食也」とあり、宣公十二年に「勝 戰勝」とあり、宣公十八年に「踊 辟踊也」とあるが、これらは、別の概念を導入した、その場かぎりの説明であって、訓詁とは言い難い。かくて、第二の型は、第一の型に還元できる、ということがわかる。次に、第三の型として、「賄猶覆也」〔隱公元年〕「賄猶助也」〔同上〕「撥猶遣也」〔同上〕「貶猶損也」〔隱公二年〕「譏猶讒也」〔同上〕「卒猶終也」〔隱公三年〕「詔猶佞也」〔隱公四年〕「巡猶循也」〔隱公八年〕「守猶守也」〔同上〕「祠猶食也」〔桓公八年〕「生猶造也」〔同上〕「越猶走也」〔桓公十六年〕「孫猶遁也」〔莊公元年〕「當猶敵也」〔莊公十三年〕「賜猶惠也」〔僖公二年〕「侈猶大也」〔僖公二十六年〕「禘猶合也」〔文公二年〕「禘猶諦也」〔同上〕「躅猶撰也」〔文公十二年〕「擊猶擊也」

〔宣公六年〕「佚猶過」〔宣公十二年〕「攜猶提也」〔襄公二十七年〕「推猶因也」〔昭公三十一年〕「迫猶先也」〔定公四年〕「略猶殺也」〔哀公五年〕「反猶服也」〔哀公十三年〕「撥猶治也」〔哀公十四年〕がある。この、「A猶B也」という型は、単に「猶」があいだに入っただけだから、言うまでもなく、「A B也」という第一の型に還元できる。最後に、第四の型として、⑫「挈猶提挈也」〔桓公十一年〕⑬「尋猶尋繹也」〔成公三年〕⑭「祠猶繼嗣也」〔桓公八年〕⑮「勉猶努力」〔宣公十五年〕⑯「黜猶出逐」〔襄公二十七年〕がある。この型も、實は、「提挈」「尋繹」「繼嗣」「努力」「出逐」が、いずれもみな、連文であり、したがって、⑫は、「挈猶提也」というのと同等であり〔ちなみに、玄應『一切經音義』卷第十九〔復挈〕に「挈猶提也」とある〕、⑬は、「尋猶繹也」というのと同等であり〔ちなみに、『玉篇』寸部に「尋 繹也」とある〕、⑭は、「祠猶繼也」あるいは「祠猶嗣也」というのと同等であり、⑮は、「勉猶努」あるいは「勉猶力」というのと同等であり〔ちなみに、『小爾雅』廣詁に「勉 力也」とあり、『集韻』姥韻に引く〔方言〕に「努 勉也」とある〕、⑯は、「黜猶逐」あるいは「黜猶逐」というのと同等である。だとすれば、この第四の型についても、第二の型と同じことが言える。つまり、第一の型に還元できる、ということである。かくて、第二・第三・第四の型は、いずれもみな、第一の型に還元できる、ということになる。先に、第一の型を訓詁の典型と呼んだ所以である。さて、このような議論にもとづけば、宣公六年の公羊傳文「躅階而走」の何注に「躅猶超遽不暇以次」とあるのも、「躅猶超

遽不暇以次」。「蹠」は超「とびこえる」と同じである。いそいで、階段を一段づつふむ暇がなかった、のである」と讀むのが自然である。ところが、陳立の『公羊義疏』には「校勘記云 唐石經諸本同釋文 蹠與跛同 一本作彘 音同 經義雜記曰 說文 彘 乍行乍止也 从彘从止 讀若春秋公羊傳曰彘階而走 釋文謂一本作彘 與說文正合 則古本公羊作彘階矣 公食大夫禮 實栗階升 注 不拾級連歩 趨主國君之命 不拾級而下曰彘 公羊傳文當作彘 義當如禮經注 何邵公與鄭義同 較之說文乍行乍止之訓更密也」集韻十八藥 蹠下引此傳文 又云或作跛 葉鈔釋文 跛作蹠 誤 玉篇 蹠 乍前乍卻 依說文爲說也 左傳云 遂扶以下 彼釋文引服虔注作蹠 云徒蹠也 今杜注本往往作蹠者 盧文弨云 服本是也 襄三年傳 晉悼公懼魏絳之死 亦蹠而出 皆是急迫不及納屨使然 按與此注超遽 義亦合」とあり、また、「釋文遽作劇 其據反 本亦作遽 公羊問答云 左傳距離三百 注 超越也 疏 距地向前跳而越物過也 說文作超距 史記王翦傳 方投石超距 索隱曰 超距猶跳躍也 漢書甘延壽傳 投石拔距 張晏曰 拔距 超距也」然則超遽猶超距 不暇如常降階也」とある。このうち、〈校勘記〉の説（そして『經義雜記』の説）と「公羊問答」の説、つまり、引用部分には、特に問題はない。問題があるのは、陳立自身の説、つまり、「按與此注超遽 義亦合」と「然則超遽猶超距 不暇如常降階也」の部分である。というのも、陳立は「超遽」を「ままとまりの言葉として讀んでいるからである。かりに、陳立のいう「超遽猶超距」が正しいとすれば、「超距」はとびこえるの意の連文であるから、件の「蹠

猶超遽」は、先の第四の型に入り、訓詁の型として可能である。しかしながら、どう考えても、「遽」に「距」の意味はない（無理に假借と解釋しようとする、いそぐ」という意味が消えてしまう。陳立自身も「急迫」と言っているではないか。つまり、「超遽」は、かりにそういう言葉があったとしても、連文ではなくて、とびこえる」といそぐ」という別々の二つの概念を含む言葉であって、訓詁としてふさわしくない、ということである。おそらく、このまぢがいは、『集韻』葉韻の「蹠蹠 超、遽也」に始まり、陳立はこれによつたのであろうが、〈釋文〉には既に「蹠 丑略反 與跛同 一本作彘 音同 劇、不 其據反 本亦作遽」とあつて、はっきり「蹠猶超 遽、不暇以次」と句讀している（ちなみに、拙譯『春秋公羊傳何休解詁』（汲古書院、三〇七頁）では、「蹠」を「チヨ」と讀んでしまつている。この場をかりてお詫びし、「チヤク」に訂正したい）。なお、「儀禮」燕禮「凡公所辭 皆栗階」の鄭注に「栗 蹠也 謂越等急趨君命也」とあるのが、参考になるかも知れない。ところで、『集韻』以來の「超遽」の説はけっこう根強く、例えば、最近の坂内千里氏の『經部引用書から見た「說文解字繫傳」注釋考』にも何休の注に「蹠猶超遽 不暇以次（蹠は猶お超遽のごとし、次を以てするに暇あらず）」とあり、階段（の段）を飛び越して走り逃げることを言う（大阪大學出版會、二二一頁）とある（偶然かも知れないが、ここには、いそぐ」という言葉が見当たらない）。

【少習】

『後漢書』の儒林傳には、同じ儒林傳でも、『史記』や『漢書』のそれには見られない、「少習」という言葉（もちろん、『管子』小匡に「少而習焉 其心安焉 不見異物而遷焉」とあるような、年少の時の習慣の意ではない）が頻見する。例えば、『周禮』の項に「少習公羊嚴氏春秋」とあり、『樓望』の項に「少習嚴氏春秋」とあり、『張玄』の項に「少習顏氏春秋」とあり、『李育』の項に「少習公羊春秋」とある。これらは、『春秋』に關わるものだが、檢索の範圍をもつと廣げると、『書』に關して、『牟長』の項に「少習歐陽尚書」とあり、『詩』に關して、『任末』の項に「少習齊詩」とある。ところで、渡邊義浩氏の『全譯後漢書』列傳七（汲古書院、六四四頁、七〇九頁）は、この「少習」を、一律に「若いころに」を習つたと譯している。現代日本語で「習つた」と言えば、普通、學習したの意であり、渡邊氏の「習つた」も、おそらく、そうであろう。だとすると、この譯は些かおかしい。學習するのは誰でも若いころだからである。ここは、「習」をもうちょっと違う意味にとらないとせつかくの「少」が生きない。「少」を生かすためには、「習」を、習熟したあるいは「通曉した」の意に（つまり、學習した結果として）解さなければならぬ。若くして、をマスターした」というふうに（「早熟」という言葉があるではないか）。なお、「習」をこのような意味に解すべきことは、先にも擧げた（張玄）の項に「少習顏氏春秋 兼通數家法」とあつて、「習」と「通」とが對（つい）になつてゐることからもわかる（ちなみに、『楊倫』の項に「少爲

諸生 師事司徒丁鴻 習古文尚書」とあり、また、『包咸』の項に「少爲諸生 受業長安 師事博士右師細君 習魯詩論語」とあつて、學習したに相當するのは、むしろ、「師事」や「受業」の方である。なお、『楊仁』の項には、ずばり、「詣師學習韓詩」とある。餘談だが、『詩』秦風（駟驥）「四馬既閑」の毛傳や大雅（卷阿）「既閑且馳」の鄭箋などに見える「閑 習也」という訓詁の「習」も、習熟の意味に解すべきものである（そういえば、公羊の序疏に「不閑 公羊左氏之義」とある）。

以上で、「少習」に關する議論は終わりだが、ことのついでに、渡邊氏の當該書で氣づいた點をもう一つあげておきたい。それは、宦者傳の（呂強）の項「昔楚女悲愁 則西宮致災」の李賢注に「公羊傳曰 西宮災 何以書 記災也 何休注云 是時僖公爲齊桓公所脅 以齊媵爲嫡 楚女廢居西宮而不見恤 悲愁怨曠所生也」とあるのを、『春秋公羊傳』（僖公 傳二十年）に、「西宮にて火災があつた。どうしてこれを書くのか。災を記すのである」とある。何休の注に、「このとき魯の僖公は齊の桓公に脅迫され、齊の媵を嫡妻とした。（そのため）楚の女は廢されて西宮におり、憐れみをかけられなかつた。（これが）悲愁と怨恨の生じた理由である」とある（『五八六頁』）と譯している點で、これでは、災の説明になつておらず、明らかにまちがいである。というのも、莊公六年「螟」の何注に「先是伐衛納朔 兵歷四時乃反 民煩擾之所生」これより先に、衛を伐つて朔を納め、兵が四時を經過してようやくくもどり、（そのため）民が煩わされた、ことが生んだものである」とあり、莊公七年「秋

大水 無麥苗の何注に「先是莊公伐衛納朔 用兵踰年 夫人數出 淫泆 民怨之所生」これより先に、莊公が衛を伐つて朔を納め、兵を用いるのに年を踰え、夫人がたびたび外出して淫泆し、（そのため）民が怨んだ、ことが生んだものである」とあり、僖公十五年「八月蠛」の何注に「公久出 煩擾之所生」公が久しく外出して、わずらわしかった、ことが生んだものである」とあり、僖公二十一年「夏大旱」の何注に「新作南門之所生」新たに南門を作った、ことが生んだものである」とあり、宣公十年「大水」の何注に「先是城平陽 取根牟及賴 役重民怨之所生」これより先に、平陽に城き、根牟及び賴を取り、勞役がかさなって（or おもくて）民が怨んだ、ことが生んだものである」とあり、成公三年「大雩」の何注に「成公幼少 大臣重政 變亂政教 先是作丘甲 爲鞏之戰 伐鄭 圍棘 不恤民之所生」成公は幼少で、大臣が政權をにぎって、政教を亂し、これより先に、丘で甲を作らせ、鞏の戰をなし、鄭を伐ち、棘を圍み、民をあわれまなかった、ことが生んだものである」とあり、成公五年「秋大水」の何注に「先是既有丘甲鞏棘之役 又重以城鄆 民怨之所生」これより先、丘で甲を作らせ、鞏・棘の戰役があつたうえに、さらに鄆に城いたため、民が怨んだ、ことが生んだものである」とあり、襄公二十四年「大水」の何注に「前此叔孫豹救晉 仲孫羯侵齊 比興師衆 民怨之所生也」これより前に、叔孫豹が晉を救援したり、仲孫羯が齊を侵したりして、しきりに師衆を興こし、（そのため）民が怨んだ、ことが生んだものである」とあり、襄公三十年「五月甲午宋災 伯姬卒」の何注に「伯姬

守禮含悲極思之所生」伯姬が、禮を守り、悲しみにたえ、思いをつくした、ことが生んだものである」とあつて、「所生」は、いずれもみな、災の説明だからである。したがつて、こゝも、正しくは、この時、僖公が齊に脅されて、齊からの腰を嫡とし、楚女が廢され、西宮におかれて顧みられず、（そのため）悲しみ怨んだ、ことが生んだものである」と譯さなければならぬ（生じたのは、災であつて、悲愁と怨恨ではないのである）。なお、何休の災異説の構造については、正編の【所致】の項で詳論している。

## 【大名】

諸經傳の（原目）の疏には、「大名」の語がよく見られる。例えば、『毛詩』（周南關雎詁訓傳第一 毛詩國風）の疏に①「詩者 一部之大名 國風者 十五國之摠稱 不冠於周南之上 而退在下者 按鄭注三禮周易中候尚書皆大名在下 孔安國馬季長盧植王肅之徒 其所注者莫不盡然 然則本題自然 非注者移之 定本亦然 當以皆在下 足得摠攝故也 班固之作漢書 陳壽之撰國志 亦大名在下 蓋取法於經典也」とあり、『儀禮』（士冠禮第一 儀禮）の疏に②「儀禮者 一部之大名 士冠者 當篇之小號 退大名在下者 取配注之意故也」とあり、『禮記』（曲禮上第一 禮記）の疏に③「禮記者 一部之大名 曲禮者 當篇之小目 既題曲禮於上 故著禮記於下 以配注耳」とあり、『左氏傳』（春秋經傳集解隱第一）の疏に④「杜既集解經傳 春秋此書之大名 故以春秋冠其上」とある（なお、『左氏傳』序の疏にも④「此序大略 凡有十一段 明義以春秋是此書大



名、先解立名之由」とある。これらの四例も見れば、「大名」が「總名」の意味であることは、自明であろう。『公羊傳』〈春秋公羊經傳解詁隱公第一〉の疏に⑤「云春秋者 一部之摠名」とある所以である。だとすれば、『穀梁傳』〈春秋穀梁傳隱公第一〉の疏に⑥「春秋者 此書之大名」とあり、また、『穀梁傳』序の疏に⑥「春秋是此書之大名」とあるのも、同じ意味のはずであつて、田中麻紗巳氏が⑥と⑥、とを、いずれもみな、最重要な名稱（『春秋穀梁傳楊士助疏』汲古書院、三八頁・一頁）と譯しているのは、まちがひと言わざるを得ない。ちなみに、岡村繁氏は、①を「總名」（『毛詩正義譯注第一冊』中國書店、九七頁）と正しく譯し、野間文史氏も、④を「總名」（『春秋正義の世界』溪水社、一一〇頁）と正しく譯している。

ところで、田中氏の當該書には、他にも誤譯が多い。以下、その一端を指摘することにする。まずは、序疏に「傳之解經 隨事則釋」とあるのを、田中氏は、傳はこれ經を解し、事に隨ひて則ち釋す（「二頁」と訓讀しているが、「之」を「これ」と讀んだのでは、何のことやら、さっぱりわからず、まちがひである。この「之」は、當然、主格を表わすから、傳の經を解するや（傳が經を解釋する方法は）と讀まなければならない。ちなみに、原目の疏にも「傳之解經」とあるが、そちらの方では、傳の經を解するや（三八頁）と、正しく訓讀しており、不可思議である。

次に「亦既經傳共文題名不可單舉」とあるのを、田中氏は「亦既經傳 共文題名 不可單舉」と句切り、亦既に經と傳とは、題名

を共に文とし、單舉す可からず（「二頁」と訓讀し、また經と傳は題名を共通にするから、「春秋」をばういて「穀梁傳序」と）傳だけを擧げるのは妥當ではない（「二頁」と譯しているが、題名を共に文とし」という訓讀は無理だし、經と傳は題名を共通にする」という譯は意味不明であつて、いずれもみな、まちがひである。こゝは、そもそも、「亦既經傳共文 題名不可單舉」と句切らなければならぬ。「經傳共文」とは、もちろん、經文と傳文とが「まつまり（一つづき）」になつてゐることをいう。

次に「釋仲尼修春秋所由及始隱終麟之意」とあるのを、田中氏は「仲尼の春秋を修め、由る所及び隱に始まり麟に終るの意を釋す（「二頁」と訓讀しているが、こゝは、仲尼春秋を修むるの由る所」と、續けて讀まなければ、奇妙である。田中氏自身も、修訂がなされた理由（「二頁」と譯してゐるではないか。ちなみに、下文に「釋三傳所起及是非得失」とあり、こちらについては、田中氏は、正確に「三傳の起こる所、及び是非得失を釋す（「二頁」と訓讀してゐる）」というよりも、他に讀みようがない。

次に「九有之存 唯祭與號」とあるのを、田中氏は「中國には祭祀と名號しか存在せず（「二頁」と譯しているが、おかしい。存在するのは、祭祀や名號ではなく、九有（中國）のはずであつて、こゝは、中國が存在するあかしは、ただ祭と號だけである」と譯さなければならぬ。ちなみに、昭公三十二年の穀梁傳文に「天子微諸侯不享覲 天子之在者 惟祭與號」とあり、宣公十五年の穀梁傳文に「君之所存者 命也」とある。なお、このことについては、『四

編」の【專辭】の項でも述べている。

次に「故孝經說云 春秋屬商是也」とあるのを、田中氏は「だから『孝經說』（緯書）は「春秋は商に屬す（春秋學は子夏、名は商の擔當領域である）」という」（三三頁）と譯しているが、「屬」を「分擔」の意味に解するのは、些か苦しい。ここは、自然に、「託」の意味に解するべきであろう。ちなみに、公羊の原目の疏には「荅曰孝經說云 孔子曰 春秋屬商 孝經屬參 然則其相似之語 獨傳子夏」とあつて、實は「屬商」は孔子の言葉であり、しかも、疏は、「屬商」を「傳子夏」と言い換えている。

最後は、校勘の問題で、原文に「故與門徒 商略名例 傳示同異也」（三三頁）とある。阮元の《校勘記》には記載がないが、序に「於是乃商略名例 敷陳疑滯 博示諸儒同異之說」（三五頁）とあるから、「傳」を「博」に訂正するのが、親切というものであろう。「博」の方が、意味が自然に通じるのだから。

### 【脩春秋】

穀梁の范甯の序に「因魯史而脩春秋」とあるが、この「脩春秋」という語は、その疏に、何度も執拗に登場する。ところで、この「脩春秋」を、田中麻紗巳氏は、例外なく一律に、『春秋』を修訂した、『春秋穀梁傳楊士助疏』汲古書院、一頁・二頁・五頁・六頁・一〇頁・一八頁・二〇頁・二二頁」と譯している。しかしながら、この『修訂した』という日本語は、『春秋』という存在にそぐわない。つまり、孔子の《春秋》制作という大事業（もちろん理念上のこと）が、

この日本語では、矮小化されてしまふ、ということである（ちなみに、『史記』孔子世家に「至於爲春秋 筆則筆 削則削 子夏之徒不能贊一辭 弟子受春秋 孔子曰 後世知丘者以春秋 而罪丘者亦以春秋」とある。確かに、『修訂した』などというような生半可な事業ではない）。それならば、どう譯せばよいのか。筆者ならば、思い切って、『春秋』を制作した」と譯す。というのも、『史記』孔子世家に「乃因史記作春秋」とあり、同儒林傳に「故因史記作春秋」とあり、何よりも、『漢書』司馬遷傳贊に「及孔子因魯史記而作春秋」とあつて、上の范甯の序の「因魯史而脩春秋」は、おそらく、これらにもとづいたものと考えられ、だとすれば、「脩春秋」は「作春秋」を言い換えたものであることがわかる、からである。つまり、ここでの「脩」は、「作」とほぼ同意である、ということである（ちなみに、この序疏の中にも、「爲此仲尼作春秋也」（九頁）・「獲麟而作春秋」（二二頁）・「作春秋然後麟至」（同上）など、「作春秋」という語が見える。なお、原目の疏に「穀梁所脩 謂之傳」とあるが、田中氏は、これも、『穀梁氏が修訂したものを傳という』（三九頁）と譯している。しかしながら、『穀梁氏は修訂したわけではないから、上の大事業云云とは別の意味で、『修訂した』はおかしい。解説した』ぐらゐの意味であろう）。

ところで、田中氏の當該書には、他にも疑問に思われる譯が多い。以下、その一端を指摘することにする。まずは、序疏に「仲尼修春秋 以平王爲始 知衰極是平桓也」とあるのを、田中氏は、「だから仲尼は『春秋』を修訂し、平王の時期から始めており、衰え極まつ

たのは平王・桓王之世と解したからである。「六頁」と譯しているが、「知」の主體を仲尼として、點で、まぢがいである。この「知」は、上文「知者云云」の「知」と同じで、その主體は、登場人物である仲尼ではなくて、讀者であるわれわれである。だからここは、正しくは「仲尼が《春秋》を制作するのに、平王を始めとしている、ことから、衰極は平王・桓王であることがわかる」と譯さなければならぬ。「實は、ここは、上文の「平王東遷之後 下同於國風 政教所被 纒及郊畿」とつながっている」。

次に、「禮樂崩壞 故常道所以敗也」とあるのを、田中氏は、その禮樂が壞れたのであり、常に守るべき道がそこなわれたからである。「六頁」と譯しているが、原因と結果とが逆になつてしまつていて、まぢがいである。正しくは、禮樂がすたれたから、常道がそこなわれた」と譯さなければならぬ。

次に、「云七耀盈縮者 謂日月薄食 若晦食則是月行疾 食朔與二日 是月行遲」とあるのを、田中氏は、「七耀盈縮す」というのは、日食・月食が、晦日に起るるのは月の運行が速いから、朔日や二日に起るるのは月の運行が遅いからということをいう。「八頁」と譯しているが、月食が晦日・朔日・二日におこるわけがないから、このように續けて讀むのは、まぢがいである。「謂日月薄食」で一且切り、以下は日食に限つた話としなければならぬ。

次に、「又五行傳云 晦而月見西方 謂之眺 朔而月見東方 謂之側匿 眺則侯王其荼 側匿則侯王其肅 是由君行使之然也」とあるのを、田中氏は、また『五行傳』には、「晦には月、西方に見ゆ、

之を眺と謂ひ、朔には月、東方に見ゆ、之を側匿と謂ふ（晦日に月が西方に現れるのを眺といい、朔日に月が東方に現れるのを側匿という）」とある。「眺」なら王侯（の爲政）が緩慢、「側匿」ならそれが厳しすぎるのであり、君主の行爲によつてそうなる。「八頁」と譯しているが、五行傳の文は、「謂之側匿」までではなくて、もう少し下の「側匿則侯王其肅」までとすべきではないだろうか。というのも、最後の「是由君行使之然也」が、五行傳の文全體を承けているのではないかと考えられるからである。もし、「謂之側匿」で切ると、その間の「眺則侯王其荼 側匿則侯王其肅」が浮いてしまふ。ちなみに、『漢書』五行志下之下に「京房易傳曰 婦貞厲 月幾望 君子征 凶 言君弱而婦彊 爲陰所乘 則月並出 晦而月見西方 謂之眺 朔而月見東方 謂之仄慝 仄慝則侯王其肅 眺則侯王其舒」とある。

最後に、「以爲川嶽崩竭 亦是天使爲之 故總言垂象以包之」とあるのを、田中氏は、「川嶽崩竭す」というのも天の仕業だと考えるので、「象を垂る」とまとめて述べて包括している、と解する。「(二頁)」と譯しているが、この譯文には、解するのの主語がない。實は、ここは、上の「舊解云」に對する今の解釋のほゞで、單に「以爲」とあるのは、おそらく、「今以爲」の「今」が脱落したのである。だとすれば、「今」という主語を補つて譯するのが、親切というものである。ちなみに、上文には「云鬼神疵厲者 舊解以爲鬼神即宗廟 是也 疵厲 謂災變也 言人棄常制 致宗廟之災 即桓宮新宮災 是也 今以爲鬼神爲之疵厲 即國語云杜伯射宣王於鎬

左傳云伯有之鬼爲厲 是也」〔七頁〕とあって、舊解と今解とがはっきり對應している。

### 【衰亂】

穀梁の序疏に「仲尼之脩春秋 因衰亂而作」とあるが、この「因衰亂而作」を、田中麻紗巳氏は、《時代の》衰えと亂れがきっかけである（『春秋穀梁傳楊士勛疏』汲古書院、五頁）と譯している。一見、もつともらしい譯だが、つぼをはずしている。というのも、ここは、一般的な話ではなくて、孔子の《春秋》制作に關わる特殊な話であつて、ここでの「衰亂」は、實は、何休の有名な「於所傳聞之世 見治起於衰亂之中 用心尚籠物」（隱公元年公羊傳文）「所見異辭 所聞異辭 所傳聞異辭」の注）を承けていると考えられるからである。つまり、「衰亂」は、衰亂の世とも言うべき、時代名稱である、ということである（『正編』の「三世」の項を參照）。しかも、この「因衰亂而作」という言い方は、明らかに、何休序の「本據亂而作」を承けている（ちなみに、その徐疏に「故曰據亂而作 謂據亂世之史而爲春秋也」とある。なお、『正編』の「據亂」の項を參照）。だとすれば、ここは、正確には、衰亂（の世の記録）に基づいて作った」と譯さなければならぬ（だから、衰亂の世、つまり亂世は、三世説という理念上では、隱・桓・莊・閔・僖の五公だが、現實には、十二公すべてなのである）。要するに、この文は、田中氏がいうような、春秋制作の理由を述べたものではなくて、制作の仕方を述べたものである。

ところで、田中氏の當該書には、他にも疑問に思われる譯が多い。以下、その一端を指摘することにする。まずは、序疏に「指謂當春秋之時」とあるのを、田中氏は、春秋時代のことをいう（一四頁）と譯しているが、疏中の言葉として、春秋時代が飛び出してくるのは、さすがにまずいのではないか。やはり、ここは、時代性というものをきちんと意識して、《春秋》當時とでも譯すべきであろう。

次に、「乃與諸侯就申立太子宜臼」とあるのを、田中氏は、乃ち諸侯と申に就き太子宜臼を立つ（一三頁）と訓讀し、そこで諸侯たちは申侯に従つて皇太子宜臼を王に立て（一四頁）と譯しているが、これでは、訓讀と譯とが不一致である。『史記』周本紀に「於是諸侯乃即申侯而共立故幽王太子宜臼」とあるから、おそらく、「與」は衍文なのであるうが、だとすれば、一言あつてしかるべきで、「與」の字を、訓讀では生かし、譯では無視する、という態度はどうかと思う（そもそも、當該書には、校勘も譯注もなく、一般書ならともかく、専門書としては、致命的である）。

次に、「知非爲師摯理之 故仲尼不正者 師摯直閉關雎之音而已 詩之顛倒 仍是仲尼改正」とあるのを、田中氏は、樂官長の摯が『詩』の内容をすでに整えていたので、仲尼は修正しなかつた、のではないとわかるのは、摯はただ關雎（などの個々の詩）の音律に習熟しているだけで、轉倒していた詩の配列は、やはり仲尼が改め正したからである（一六頁）と譯しているが、これでは、トートロジーであつて、正しくは、「師摯直閉關雎之音而已」で、一度切

らなければならぬ。

次に「先儒鄭衆賈逵之徒 以爲仲尼脩春秋 約之以周禮 脩母致子、故獨得麟也」とある中の「脩母致子」を、田中氏は、母「春秋」を修飾して「子（麒麟）をまねきよせた」（二二頁）と譯しているが、これでは、何のことやら、さっぱりわからない（特に「修飾して」が奇妙である）。これは、もちろん、「脩母致子」説という左氏の特種な説であるから、きちんと、孔子が《春秋》を作ったということは、禮が脩まったということであり、禮は火徳だからその子である土徳に相應する麟が現われた（『正編』の「脩母致子説」の項を参照）と説明しなければならない。ちなみに、『禮記』禮運疏に「異義說左氏者 以昭二十九年傳云 水官不脩 故龍不至 以水生木 故爲脩母致子之說 故服虔注獲麟云 麟 中央土獸 土爲信 禮之子 脩其母致其子 視明禮脩而麟至 思睿信立而白虎擾 言從父成而神龜在沼 聽聰知正則名川出龍 貌恭性仁則鳳皇來儀 又毛詩傳云 麟信而應禮 又云 騶虞 義獸 有至信之德則應之 皆爲以脩母致子之義也」とあり、『左氏傳』哀公十四年「西狩獲麟」の疏に「賈逵服虔頴容等皆以爲 孔子自衛反魯 考正禮樂 脩春秋 約以周禮 三年文成致麟 麟感而至 取龍爲水物 故以爲脩母致子之應」とある。

最後に、「宗師仲尼 以重其言 於道最爲高也」とあるのを、田中氏は、仲尼を宗師とし、その言説を重んじて、最高の道とする（二二五頁）と譯しているが、由由しきまちがいである。下文の諸家に、くりかえし「此其所長也」とあり、こゝも、儒家の長所を述べたも

のであって、仲尼をほめたものでは決してない。したがって、「於道最爲高也」は、（儒家が）道として最高のものである」と譯さなければならぬ。

### 【遇】

穀梁の序疏に、僖公十四年の經文「夏六月季姫及緡子遇于防 使緡子來朝」に關わつて、「季姫之遇鄆子」とあるが、田中麻紗巳氏は、これを「季姫が豫期せず、鄆子に會つたこと」（『春秋穀梁傳楊士勛疏』汲古書院、二九頁）と譯している。隱公八年「春宋公衛侯遇于垂」の穀梁傳文に「不期而會曰遇」とあるのを直譯したのであろうが、日本語の「豫期せず」には、偶然にというニュアンスがあり、だとすれば、田中氏のこの譯はおかしい。というのも、昭公二十五年の公羊傳文に「以遇禮相見」とあり、また、『史記』孔子世家に「以會遇之禮相見」とあるように、「遇」は歴とした禮の一種だからである（そこで、僖公十四年の范注に「遇例時」とあつて、書例も存在するのである）。それでは、どのような禮なのか。隱公四年「夏公及宋公遇于清」の公羊傳文「遇者何 不期也 一君出一君要之也」の何注に「古者有遇禮 爲朝天子 若朝罷朝 卒相遇于塗 近者爲主 遠者爲賓 稱先君以相接 所以崇禮讓絕慢易也」も昔は遇禮があつた。天子に朝するためであり、（天子に）朝し、朝がおわつた後、みちでだしぬけに出遇つた、かのようになつたのである。（その際）近い者が主となり、遠い者が賓となり、互いに先君を稱して接した。禮讓を崇び慢易を絶つたため（の手立て）である」とあり、

また、左氏の同經文の杜注に「遇者 草次之期 二國各簡其禮 若道路相逢遇也」「遇」とは、倉卒の會合であつて、二國がそれぞれ儀禮を簡略にし、道路でたまたま出遇つたかのようにしたのである」とある。これらによれば、「遇」とは、略式の禮で、「急なことで準備が整わない」かのようにする（急であることを僞装する）もののようにある（ちなみに、杜注の疏に「曲禮下云 諸侯未及期相見曰遇 相見於郤地曰會 然則會者豫謀間地 克期聚集 訓上下之制財用之節 示威於衆 各重其禮 雖特會一國 若二國以上皆稱會也 遇者或未及會期 或暫須相見 各簡其禮 若道路相逢遇然」とある）。先にあげた孔子世家の文の《集解》に「王肅曰 會遇之禮 禮之簡略也」とある所以である。だとすれば、件の「季姫之遇鄆子」は、びつたりはしないかも知れないが、季姫が略式の禮で鄆子に會つたことぐらいに譯しておくべきであろう。

ところで、田中氏の當該書には、他にも疑問に思われる譯が多い。以下、その一端を指摘することにする。まずは、序疏に「舊解以爲服杜何嚴皆深於義理 不可復加 故不論之 以注穀梁者 皆不經師匠 故偏論之」とあるのを、田中氏は、舊解釋では、服虔・杜預や何休・嚴彭祖（の注釋）はいずれも道理を深く解説していて、さらに加えることはできないから論及しないが、『穀梁』を注釋した者たちは、いずれも先師の正しい學を繼承せず、一方的に論じているから、とする（三五頁）と譯しているが、おかしい。というのも、下の「故偏論之」は、上の「故不論之」と呼應している、からである。つまり、下の「故偏論之」の主語は、上の「故不論之」と同様

に、范甯なのであつて、『穀梁』を注釋した者たちでは決してない、からである。したがつて、この後半は、正確には、『穀梁』を注釋した者たちは、いずれも先師の正しい學を繼承していないから（范甯は）『穀梁』の注釋だけを論じているのである」と譯さなければならぬ。

次に、「言旻天者 以父卒故以殺方言之」とあるのを、田中氏は、旻天と言ふは、父卒するを以て、故に殺を以て方に之を言はんとす、なり（三七頁）と訓讀しているが、支離滅裂である。この後半は、殺方を以て之を言ふ」と讀まなければ、意味が通じない。「殺方」とは、西方で、秋をいい、「旻天」に通じるのである。ちなみに、『爾雅』釋天に「秋爲旻天」とあり、注に「旻猶愍也 愍萬物彫落」とあり、疏に「言秋氣肅殺 萬物可愍 故曰旻天」とある。

#### 【改元立號】

穀梁の隱公元年の疏に、公羊の何注を引用して、「惟王者然後改元立號」とあるが、田中麻紗巳氏は、これを、王者たる者だけが（即位とともに）新たに年を數え始め、「王」の號を稱する（『春秋穀梁傳楊士助疏』汲古書院、四〇頁）と譯している。しかしながら、これは奇妙な譯である。というのも、王者だけが「王」と稱する。では、當然のことであつて、何かを言つたことにならない、からである（それに、「立」とは、創立の意であるのに、「王」は極めて一般的な稱號である）。そこで、田中氏も筆者も參加していた公羊注疏研究會の『公羊注疏譯注』をみると、ただ王者だけが新たに元

年を稱し紀年を定めることができる。(「一五頁」と、われながら、意味のよくわからない譯がついていて、あまり参考にならない。ただ、研究会のこの譯は、「改元」と「立號」とを同意としているふしがある(つまり、元號を改立する」というように)。そして、實は、「改元」と「立號」とを同意として讀むべき「改元立號」も存在するのであつて、「中說」問易に「改元立號、非古也」とあるのが、おそらく、そうであろう(ちなみに、「漢書」李尋傳に「今陛下久疾、變異屢數、天所以譴告人也、宜急改元易號」とあり、同天文志に「其六月甲子、夏賀良等建言當改元易號、增漏刻」とあるが、これらの「改元易號」も、元號を改易する」と讀むべきもので、「中說」の「改元立號」に非常に近い)。しかし、今の筆者には、何注の「改元立號」はこれとは違ふ、ように思える。というのも、この場合、語り手は確かに元號が存在する漢代の人物だが、語られている内容は、元號が存在しない、上古のことだからである(先にあげた「中說」の「改元立號、非古也」を逆に參照)。それならば、どのよに讀めばよいのか。「改元」と「立號」とを切り離せばよいのである。そうすれば、他の有力な資料を參考にすることが出来る。「春秋繁露」三代改制質文に「故湯受命而王、應天變夏作殷號、時正白統(中略)文王受命而王、應天變殷作周號、時正赤統」とあり、「白虎通」號に「所以有夏殷周號何、以爲王者受命、必立天下之美號、以表功自克、明易姓爲子孫制也、夏殷周者、有天下之大號也、百王同天下、無以相別、改制天子之大禮、號以自別于前、所以表著己之功業也、必改號者、所以明天命已著、欲顯揚己于天下也、己復襲先王

之號、與繼體守文之君無以異也、不顯不明、非天意也、故受命王者、必擇天下美號、表著己之功業、明當致施是也、所以預自表克于前也(中略)何以知即政立號也、詩云、命此文王、于周于京、此改號爲周、易邑爲京也、春秋傳曰、王者受命而王、必擇天下之美號、以自號也」とあるのが、これである。つまり、「立號」は、(夏・殷・周などの)國號を立てるの意味である、ということである。ちなみに、「改元」の方は、いうまでもなく、曆を改めるの意味であり、上の三代改制質文の「時正白統」や「時正赤統」が、これに相當する(なお、同じ三代改制質文に「王者必受命而後王、王者必改正朔、易服色制禮樂一統於天下」とある)。

#### 【以日月爲例】

穀梁の隱公元年の疏に「左氏惟大夫卒及日食、以日月爲例、自餘皆否」とあるが、田中麻紗巴氏は、これを、だが『左氏』は、大夫の死去と日食とだけは、月日を記すのが例で、それ以外は、記さない、とする(『釋例』大夫卒例)。「春秋穀梁傳楊士勛疏」汲古書院、四九頁」と譯している。しかしながら、この譯は、とんでもないまちがひである。というのも、この譯が正しいとすると、『春秋』經文に於いて、大夫の死去と日食との記事以外は、日・月を記さない、ということになつてしまふ、からである。そんなばかなことがあるのか。事實としては、日・月を記している經文は、他にいくつもある。そこで、あらためて杜預の解釋を見ると(ちなみに、田中氏がいう『釋例』大夫卒例は、おそらく、輯本、つまり、二次資料で

あろうから、この際、使わない）、隱公元年「公子益師卒」の杜注に「傳例曰 公不與小斂 故不書日 所以示厚薄也 春秋不以日月爲例 唯卿佐之喪獨託日以見義者 事之得失 既未足以褒貶人君 然亦非死者之罪 無辭可以寄文 而人臣輕賤 死日可略 故特假日以見義」とあつて、「託日以見義」あるいは「假日以見義」から、「以日月爲例」の正しい意味は明らかである。つまり、日・月（を書く書かない）に假託して義を示す、ということである（實は、この「例」は、義例、という特別なものをいう）。杜注の疏に「春秋諸事日與不日 傳皆不發 唯此發傳 故特解之云（中略）故於此一條特假日以見義 其餘則不以日月爲例 故無傳也」とある所以である。なお、穀梁の《釋文》に「穀梁皆以日月爲例」とあるのも、もちろん、同じ意味である。それでは、田中氏はなぜまちがえたのか。あくまで筆者の推測だが、田中氏は、この「以日月爲例」を、桓公十七年「冬十月朔日有食之」の杜注「甲乙者 歷之紀也 晦朔者日月之會也 日食不可以不存晦朔 晦朔須甲乙而可推 故日食必以書朔日爲例」の「以書朔日爲例」と混同したのではなからうか。この文なら、確かに、「朔」と日づけとを書くことを例とする、という意味である。しかし、「以日月爲例」と「以書朔日爲例」とをよく見比べてみると、「書」の字の有無という微妙な違いがある。實は、この微妙な違いによって、豪釐千里、「例」の意味が全く違つてしまふのである。

〔本稿は、二〇一五年度跡見学園特別研究助成費による研究成果の一部である〕